

第3章 基本方針

これまで生活排水処理施設の整備を進めた結果、生活排水処理人口普及率に関し国が示している概成の基準である 95%は間もなく達成できる見込みである。

一方、人口減少の進行、災害の激甚化・頻発化、既存施設の老朽化が顕在化する中、今後は新たな施設の整備だけでなく、生活排水処理インフラ全体の持続可能性について検討する観点が必要となる。市町村においても、使用料収入の減少や維持管理費・建設改良費の増加などにより、適切な管理体制の維持を含め、生活排水処理事業の経営環境は一層厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、集合処理と個別処理の最適化や広域化・共同化による効率化などにより、持続可能な生活排水処理の仕組みの構築に取り組んでいく。

3-1 処理施設ごとの整備方針

主な処理施設の整備方針は、以下のとおりである。

(1) 下水道

水質環境基準を達成維持し、公共用水域の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目標に整備を進める。

また、下水道施設の改築更新は適切な維持管理等による長寿命化を図りつつ、機能の重要性や健全性等に基づき優先度を定めて、計画的に実施する。

今後の施設更新や再構築にあたっては、維持・修繕・更新の手法を適切に考慮する。

(2) 農業集落排水

今後は、運営管理や施設更新への支援が中心となる。既に整備が終了した農業集落排水施設については、処理効率や施設の老朽度等を踏まえ、補修・更新による継続のほか、施設の統廃合・広域化や下水道への接続・浄化槽への転換も含めて検討する。

(3) 浄化槽

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽がその機能を十分に発揮できるよう、適切な維持管理の重要性について住民への周知啓発を徹底する。

また、今後の人口減少に伴う収入減少や施設の更新困難等の理由から、集合処理の導入や維持が困難と判断された地域においては、集合処理から個別処理への見直しを支援していく。

3-2 構想の期間

本構想の期間は、令和 8 年度から令和 23 年度までの 16 年間とし、基準年度及び目標年度は、表 3-2-1 のとおりである。

表 3-2-1 本構想の基準年度及び目標年度等

項 目	年 度
基準年度	令和 6 年度
期間	令和 8 年度～23 年度
中間目標年度	令和 13 年度・18 年度
目標年度	令和 23 年度

3-3 本構想の目標

(1) 整備目標

生活排水処理人口普及率を令和 23 年度に 98.7%とすることを目標とする。

基準年度（令和 6 年度）、中間目標年度（令和 13 年度・18 年度）における県全体の生活排水処理人口普及率は表 3-3-1 のとおりである。

（中間目標 令和 13 年度：96.0%、令和 18 年度：97.4%）

表3-3-1 整備手法別の生活排水処理人口及び構成比率

項目			令和 6 年度 (基準年度)		令和 13 年度 (中間目標年度)		令和 18 年度 (中間目標年度)		令和 23 年度 (目標年度)	
			人口 (人)	構成比率	人口 (人)	構成比率	人口 (人)	構成比率	人口 (人)	構成比率
行政人口			7,368,287	100.0%	7,217,134	100.0%	7,077,788	100.0%	6,916,833	100.0%
集合処理	下水道処理人口		6,191,822	84.0%	6,199,115	85.9%	6,153,070	86.9%	6,092,897	88.1%
	農業集落排水処理人口		70,607	1.0%	66,166	0.9%	61,745	0.9%	55,816	0.8%
	コミュニティ・プラント処理人口		940	0.0%	1,220	0.0%	1,212	0.0%	1,202	0.0%
	処理人口計		6,263,369	85.0%	6,266,501	86.8%	6,216,026	87.8%	6,149,915	88.9%
個別処理	合併処理浄化槽 処理人口	下水道整備区域内	193,823	2.6%	108,170	1.5%	83,964	1.2%	58,654	0.8%
		浄化槽処理区域内	481,741	6.5%	555,233	7.7%	590,437	8.3%	615,192	8.9%
	処理人口計		675,564	9.2%	663,404	9.2%	674,401	9.5%	673,846	9.7%
生活排水処理人口計			6,938,933	94.2%	6,929,905	96.0%	6,890,427	97.4%	6,823,761	98.7%
生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽・くみ取り)			429,354	5.8%	287,229	4.0%	187,361	2.6%	93,072	1.3%

※ 県内市町村から回答(令和7年11月～)のあった整備手法別の生活排水処理人口を集計したもの。市町村別のデータは巻末資料に記載。
 なお、一部市町村については、生活排水処理基本計画策定に伴う集計値の見直し等により、農林水産省、国土交通省、環境省調査による
 汚水処理人口普及状況のR6年度末実績の数値(令和7年8月22日公表)と異なる。

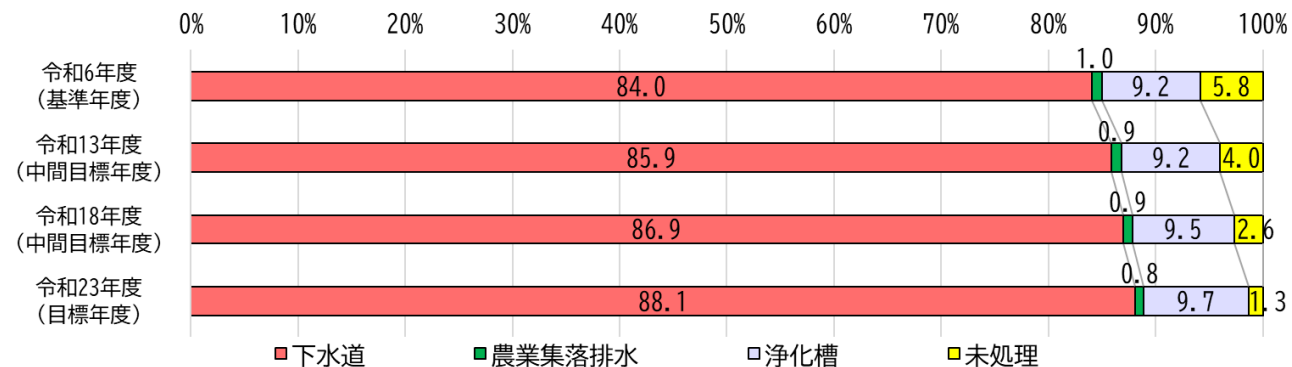


図3-3-1 整備手法別の処理人口構成比率の推移

(2) 公共用水域の水質に係る目標

施設整備に加えて、維持管理の状況を評価するため、公共用水域における BOD 環境基準達成率 100%を目標とする。

3-4 定期的な見直し

社会情勢の変化や技術の進展、地域の実情に即して定期的に見直しを行う。

中間年度において実施状況と効果を評価するとともに、新たな課題や将来予測を踏まえて取組内容の見直しを検討する。特に集合処理と個別処理の組み合わせについては、人口動態の影響を踏まえ、最適なシステムとなるよう見直しを行うものとする。

第4章 県の取組

4-1 生活排水未処理人口解消に向けた取組

生活排水の未処理人口を解消し、県内の河川のさらなる水質改善を実現するため、次の取組を行う。

(1) 下水道整備区域⁷の見直し

下水道により整備するとした区域のうち、今後の開発の見込みがないなど下水道の整備が困難な区域については、関係者と調整の上、区域の適切な見直しを行う。

(2) 農業集落排水整備推進交付金による支援

農業集落排水事業を実施した市町村に対し、事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源として交付金を交付し、市町村負担の軽減を図る。これにより、市町村負担の軽減を図るとともに、農業集落排水区域内の単独処理浄化槽の撤去を促進する。

(3) 浄化槽処理促進区域の指定の支援

下水道法に規定する予定処理区域を除き、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽法に規定する浄化槽処理促進区域として市町村が指定する際の助言等を行う。

(4) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（「特定既存単独処理浄化槽」）に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行うための県・市町村・指定検査機関等の協力体制を整える。

(5) 公共浄化槽の推進

市町村が浄化槽の設置・維持管理を行う公共浄化槽は、個人負担を軽減できるため早期整備につながる可能性があり、市町村が維持管理を担うため公共用水域の水質改善への寄与が期待されることから、公共浄化槽の新規導入や拡大に向けて市町村を支援する。

⁷ 【下水道整備区域】生活排水の処理を下水道により行うこととした地域として本構想において定義する区域

(6) 合併処理浄化槽転換促進の支援

くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めるため、転換に取り組む市町村への支援を行い浄化槽の早期整備を促進する。

4-2 施設の適正な維持管理の推進

生活排水処理施設を適切に維持管理し、更新していくため、次の取組を行う。

(1) 県下水道施設のストックマネジメント計画に基づく計画的な施設の改築・更新の実施

施設の処理機能を適切に維持していくため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。

(2) 市町村等の下水道施設の改築・更新の技術的支援

市町村等のストックマネジメント計画の策定や計画的な施設の改築・更新の技術的支援を行う。

(3) 農業集落排水施設の改築・更新への支援

農業集落排水処理施設の改築等を行う市町村に対し支援を行う。これにより、施設の適正な維持、長寿命化を推進する。

また、人口減少等の影響で更新整備による農業集落排水処理施設の維持が困難となる区域については、下水道への接続や浄化槽処理促進区域への転換に向けた支援を行う。

(4) 浄化槽台帳の整備

浄化槽の設置状況及び維持管理の情報を的確に把握するため、地理情報を併せ持つ浄化槽台帳システムを整備するとともに、台帳データの精度を維持するための法定検査、保守点検、清掃等の情報収集を行う。

また、災害時の浄化槽の復旧活動にあたっては、特に初動において、浄化槽の正確な実態を把握していることが重要となる。どこにどのような浄化槽があるかという情報が不十分な場合、復旧対象にならないこともあるため、災害時の備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実に努める必要がある。

（５）浄化槽管理士に対する研修の実施

住民に接する機会が多く、普及啓発への貢献が期待される浄化槽管理士に対し、浄化槽行政の動向や最新浄化槽の構造などの情報を習得するための研修を実施する。

（６）浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の機能を十分に発揮させるとともに、長期間浄化槽を使用できるよう、清掃、保守点検、法定検査の適正な維持管理を推進するため、県ホームページやダイレクトメール、戸別訪問等による普及啓発を行う。

（７）浄化槽適正処理促進協議会の運営

浄化槽の設置及び管理に係る諸課題について、行政及び指定検査機関、浄化槽関係団体等で構成する協議会を設置し、総合的な協議を推進する。

（８）広域化・共同化の推進

生活排水処理施設の効率的な事業運営を図るために、広域化・共同化を推進する。

※ 広域化・共同化に関する計画を第５章に掲載する。